

第五十三号議案

東京都子供・子育て会議条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和五年二月十五日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都子供・子育て会議条例の一部を改正する条例

東京都子供・子育て会議条例（平成二十五年東京都条例第百六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第七十七条第四項」を「第七十二条第四項」に改める。

第二条中「第七十七条第四項各号」を「第七十二条第四項各号」に改める。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

（提案理由）

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和四年法律第七十六号）の施行による子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の改正に伴い、規定を整備する必要がある。